

(様式1)

最終更新日：令和5年10月31日

公益社団法人和歌山県体育協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。URL:<http://www.wakayama-taikyo.or.jp>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	○和歌山県教育委員会が作成した「和歌山県スポーツ推進計画」豊かなスポーツライフの質の向上に向けて一和歌山県生涯スポーツ社会づくりプランIIーに沿って、県と連携してスポーツ振興を進める。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	○現状、39名の理事のうち、外部理事は5名(約12.8%)、女性理事は3名(約7.7%)である。来年度の役員改選では、女性理事の割合を10%以上まで引き上げることを目標とする。
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	○現状、39名の理事により理事会を構成している。 ○5つの専門委員会があり、各理事がいずれかの委員会に配置されている。これにより、理事会と委員会との連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うこととなる。 ○加盟団体99団体の理事数39名は、適正な規模である。
[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	○加盟団体については、加盟団体規程第7条に「脱退」に該当する場合を記載し、規則に違反しないよう整備している。また、本会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインを整備している。 ○役・職員については、定款第49条、事務局規程、処務規程、倫理規程を整備している。 ○理事については、定款第25条により、職務及び権限を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	○定款、各専門委員会規程（6 専門委員会）、加盟団体規程、事務局規程、会計規程を整備している。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	○事務局規程、会計規程、個人情報保護基本方針及び同規定、文書管理に関する細則を整備している。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	○定款第 2 9 条に役員の報酬について定めている。 ○役員報酬規程、旅費規程を整備している。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	○定款第 7 章（第 4 1～第 4 3 条）において、財産及び会計について定めている。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	○加盟団体規程第 5 条及び会費規程により、加盟団体の年次会費について整備している。 ○会費規程により、役員及び賛助会員の年次会費について整備している。 ○寄付金については、本会財源確保事業として整備している。
〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	○毎年 8 月に国体選手選考会を開催している。競技団体には、事前に選手への選考基準を明確にするよう指導している。選考会で選考会資料提出により、選考過程の説明を求めている。

原則	自己説明項目	自己説明
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	○令和6年2月に研修会を開催する予定である。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	○毎年、県スポーツ指導者研修会を開催している。令和3年度は「プレーヤーズセンタードコーチング」「女性アスリート支援」、令和4年度は「スポーツ事故の予防」、「スポーツ・コンプライアンス～体罰・暴力・ハラスメントを防止し、スポーツの価値を守り育むために～」、令和5年度は「No! スポハラ プレイヤーズセンタードなコーチングを目指して」「アンチドーピング」の内容で研修会を実施した。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	○PCA公益法人会計ソフトを使用し、資金管理している。また、監事には公認会計士を配置し、業務全般に係る指導・監査を受けている。 ○会計規程を定め、チェック体制を整えつつ、公認会計士の指導・助言を受けている。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	○日本スポーツ協会が定める各事業実施要項等や和歌山県補助金交付要綱等の定めに沿って、会計規程により、適切に処理し、補助先の審査を受けている。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	○本会ホームページに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく、定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書、貸借対照表等を開示している。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	○毎年8月に国体選手選考会を開催している。競技団体には、事前に選手への選考基準を明確にするよう指導している。選考会で選考会資料提出により、選考過程の説明を求めている。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	○ガバナンスコードの遵守状況について、本会ホームページに公開している。
〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	○平成29年11月10日の理事会において、本会が行ったスポーツ競技又はその運営に関する決定事項に対する競技者等からの不服申立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づき行われる仲裁により解決する旨の自動応諾条項を決議し、日本スポーツ仲裁機構のHPにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。 ○本会加盟団体においても本会同様に自動応諾条項の採択団体になるよう働きかけている。令和4年10月20日時点で18団体が採択している。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	○加盟団体に対して、適切な支援や指導が行える「加盟団体規程」を制定し、規程の第3条に権限、また、第4条には加盟団体の義務を明記し、権限関係を明確にしている。 ○令和5年4月13日に本会事業説明会を開催し、当該年の事業内容を説明、適切な事務処理を依頼し、疑問点について、説明している。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	○令和3年3月26日に開催された総会と合わせて、ガバナンスコードの説明会を実施した。 ○令和6年2月にガバナンスコードの説明会を実施する予定である。 ○本会広報誌「黒潮」を発刊し、スポーツ情報を提供している。